

神 労 発 基 0630 第 4 号  
平 成 29 年 6 月 30 日

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会  
会 長 村 田 和 彦 殿

神奈川労働局長



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進について  
～安全な荷役作業に向けた作業環境の整備と局・署協議会への参加要請～

第 12 次労働災害防止推進計画（以下「12 次防」という。）は最終年を迎え、これまで貴団体の御協力の下、死亡災害を 40 人以下とする行政目標を 3 年連続達成することができました。しかし、本来発生してはならない死亡災害が依然として見受けられることや休業 4 日以上労働災害が毎年増加傾向となっていることから、今後相当の努力をしなければ最終目標である 5,600 人以下の目標達成は極めて困難な状況となっています。

特に、陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）で発生している休業 4 日以上労働災害の約 7 割は、荷主・配送先・元請事業者等（以下「荷主等」という。）で発生し、12 次防期間中に建設業を抜き製造業に次いで二番目に災害の多い業種となっているほか、トラック運転者の荷役作業でほぼ毎年のように、荷主等の作業場所（以下「荷主先等」という。）で死亡災害が発生しています。

今般、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において、陸運業の労働者が荷役作業中に被災した死亡災害を分析した結果、別添パンフレットのとおりに、①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走及び⑤トラック後退時の事故で、約 80%の死亡災害が発生していることが判明し、これらの災害を「荷役 5 大災害」に位置付け、すべての陸運業の事業者（以下「陸運事業者」という。）及び荷主等を対象に、「荷役 5 大災害」防止に向けた取組を実施することといたしました。

当局では、以前から荷役作業中の労働災害の防止に向け、労働安全衛生法の遵守と平成 25 年に策定された「荷役ガイドライン」で示されている陸運事業者と荷主等が取り組むべき実施事項を周知し、個々の事業場に対し指導を実施して参りましたが、多くの事業場において、労働安全衛生法違反、「荷役ガイドライン」で示されている基本的措置事項が実施されていないものとなっており、関係するすべての団体において安全な荷役作業に向けた作業環境の整備を別紙により求めていくことといたしましたので、改善に向け積極的に取り組むようお願いいたします。

さらに、本年度は、当局と管下の労働基準監督署（以下「局署」という。）において、荷役作業中の安全対策を管内全体で加速させるため、地域のトラック事業者団体等（以下「陸運関係団体」という。）と荷主等の関係団体（以下「荷主等関係団体」という。）が協働して連携した取組を話し合うための協議会組織を局署にそれぞれ設置することといたしました。つきましては、各団体の支部、分会、地区、ブロック等の地域組織から事務局及び役員事業場等の物流責任者等が参加されますよう御理解・御協力の程よろしくお願いいたします。

## 要 請 事 項

トラック運転者の労働災害の多くは、荷主・配送先・元請事業者等（以下「荷主等」という。）での荷役作業で発生しており、雇用形態の異なった就労環境の中で複数の労働者が混在しながらトラック運転者による荷役作業を実施している実態も確認されており、労働安全衛生法及び荷役災害防止ガイドライン等に示されている措置や荷主等としての実施事項の取組が適切に行われていない状況も散見されていることから、トラック運転者が行う安全な荷役作業の実施に向けた環境整備について、下記のとおり御理解・御協力をいただき、すべての会員事業場に対し周知・啓発するよう要請いたします。

### 〔I〕安全な荷役作業の実施に向けた取引環境の整備

#### 1 安全な荷役作業に向けた労働安全衛生法等の関係法令の遵守について

- (1) 製造業の構内で行われているトラックの荷台への積込み・積卸し等の荷役作業の際に、元請事業場の労働者及び関係請負人の労働者による作業が同一の場所において行われる場合は、労働安全衛生法第30条の2に基づく措置の実施が必要であることを製造業のすべての会員事業場に周知してください。
- (2) トラック及びフォークリフトについては、労働安全衛生規則第151条の2において定められている「車両系荷役運搬機械等」に該当することを会員に周知し、荷役作業時には、作業計画（同第151条の3）、作業指揮者（同第151条の4）の指名及び第151条の70に基づく「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」や貨物自動車（トラック）への「積込み・積卸し」作業指揮者に係る選任を行うよう周知してください。
- (3) (2)の作業指揮者を選任した場合には、平成28年10月12日付け基発1012第1号により改正された「安全衛生教育等推進要綱」に基づき「作業指揮者に対する指名時の教育」を受講するよう会員事業場へ周知してください。

#### 2 荷役ガイドライン及び荷役5大災害防止に向けた取組

- (1) 今般、当局が作成した「荷役作業の安全対策に御協力を！」の資料をすべての会員事業場に配付し、荷役ガイドラインで定められている取組とチェックリストを利用した荷役5大災害防止の取組について周知・啓発を行うようにしてください。
- (2) 製造業、倉庫業、小売業を中心とした荷主等の会員事業場については、荷役ガイドラインで定められている「荷役災害防止担当者」の選任が行われていない事業場が多いことから、当該「荷役災害防止担当者」の選任を徹底するほか、厚生労働省の委託事業で実施する「荷役災害防止担当者研修（無料）」への受講を勧奨してください。
- (3) 荷役ガイドライン及び荷役5大災害防止（チェックリスト）の実施に向けた取組を周知するに当たっては、安全な荷役作業に向けた取引環境を整備することが重要であり、荷主等の優越的地位の濫用防止等のため、運送契約の書面化はもとより、荷役作業（付帯作業）における書面契約を確実に締結するよう貴協会自らが注意喚起を行い、荷役ガイドラインに示されている「トラック運転者が荷主先等で行う荷役作業による労働災害を防止するために協力実施する事項」について、すべての会員事業場に対し周知・啓発するための研修会を実施してください。
- (4) 運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が着荷主等と事前に調整し、陸運事業者に通知するよう注意喚起してください。
- (5) 荷役ガイドラインに係る取組を周知するに当たっては、特に、発荷主等が、運送契約及び荷役ガイドラインに基づく「安全作業連絡書」を作成し、事前に荷卸し時の役割分担や実施事項を着荷主等と調整し、これらの内容を陸運事業者の荷役災害防止担当者に事前に通知することとし、陸運事

業者へ事前に通知しなかった荷役作業は陸運業の労働者に行わせないように周知してください。

- (6) 荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「貨物自動車運転者」という。)の休息期間、朝夕のラッシュ時及び季節的な道路の混雑状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、荷役作業の安全な作業手順の省略や重大な交通事故につながるおそれがあることから、着時刻の指定については、余裕を持った設定(弾力的な設定)としてください。
- (7) トラック運転者については、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年 労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)により、拘束時間、運転時間の上限等が定められていることを周知・啓発するとともに、資機材、商品、製品等の手配及び運送業務の発注担当者(特に、製造業の物流担当者)等に対し、改善基準告示の概要について周知し、トラック運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定するよう注意喚起してください。

### 3 本部・支部組織における既存委員会及び教育内容の一部見直し

- (1) 荷主先等で行われているトラックからの荷物の積込み、積卸し等の荷役作業を安全に実施するには、荷主等の協力が必要です。貴協会においても荷主先等で生じている荷役災害及び荷待ち時間等により生じているトラック運転者の長時間・過重労働に係る健康障害を防止するための具体的取組を協会として検討するようにしてください。
- (2) トラック運転者が行う荷役作業において死亡災害が毎年荷主先等で発生しており、荷主等が労働安全衛生法違反を生じさせている状況も確認されていることから、荷主等の会員(役員事業場)において、資機材の調達、製品の出荷・発送等の手配を実施している物流責任者により構成される専門委員会を設置する等、安全な荷役作業が実施できる取引環境の整備に向けた取組をお願いします。
- (3) 平成28年10月12日付け基発1012第1号により改正された「安全衛生教育等推進要綱」に基づき、「作業指揮者に対する指名時の教育」を実施又は受講するよう実施するようにしてください。
- (4) 会員事業場において選任された「荷役災害防止担当者」が適切に職務を完遂し、陸運業の「荷役災害防止担当者」と連携を図りながら荷役作業の安全対策に取り組めるよう当該ガイドライン及び「安全衛生教育等推進要綱」に基づき「荷役災害防止担当者教育」を実施してください。

## 【Ⅱ】労働基準監督署及び労働局に設置する連絡協議会への参加要請について

荷主先等でトラック運転者が行う安全な荷役作業の実施に向けた環境整備に向けて、陸運事業者及び荷主等と行政が一体となって対策を講じていくため、神奈川労働局及び管下の労働基準監督署において、協議会組織を設置することといたしましたので、下記により本件協議会へ御参加いただきますよう御理解・御協力の程よろしくお願いいたします。

### (1) 管下労働基準監督署の連絡協議会への参加要請について

陸運団体と荷主等の関係団体が協働して連携を図り、地域の荷主等で生じているトラック運転者の荷役災害の防止等の取組を目的とした「陸運事業者及び荷主等における連絡協議会」(以下「各署連絡協議会」という。)を管下の各労働基準監督署に設置することとなりましたので、貴協会の各支部の事務局及び役員事業場の物流責任者等が御参加いただくよう御協力をお願いいたします。

### (2) 神奈川労働局主催の連携協議会への参加要請について

(1)の各署連絡協議会の取組を基礎として、陸運事業者と荷主等の間で生じている問題事案や好事例等の情報収集を行い、県下全体で陸運事業者と荷主等が協働し連携した取組を将来にわたり実効性のあるものとするため、当局においては「神奈川荷役災害防止等連携推進協議会」(以下「局連携協議会」という。)を設置することといたしましたので、貴団体本部の事務局及び役員事業場の物流責任者等の参加に御配慮いただきますようお願いいたします。

## 局において要請を実施する団体

団 体 名	出 席 者 職 氏 名
一般社団法人 神奈川県トラック協会	会 長 吉 田 修 一
	専 務 理 事 石 橋 廣
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部	会 長 吉 田 修 一
	常 務 理 事 坂 間 孝 朗
公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会	代表理事副会長 田 代 亘
	労働福祉部長 福 島 路 子
建設業労働災害防止協会 神奈川支部	支 部 長 小 俣 務
	常 任 理 事 山 本 徳 太 郎
港湾労働災害防止協会 神奈川総支部	副 総 支 部 長 坂 田 薫
	事 務 局 主 管 者 深 川 博 次
神 奈 川 県 倉 庫 業 協 会	常 務 理 事 長 谷 川 博 文
	事 務 局 長 瀬 川 重 生
神 奈 川 県 冷 蔵 倉 庫 協 会	会 長 大 石 竜 司
	事 務 局 長 今 村 貞 夫